

所管部課	総務部デジタル政策課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）（以下「法」という。）が公布されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正に伴い追加された新しい用語「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」を定義する。【条例第2条関係】 ・法改正に伴い削除された法別表第二を引用していた箇所を改正する。【条例第3条関係、条例別表第2関係】 <p>(2) 施行日</p> <p>法の施行の日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からは、法の施行の日は「令和6年5月末頃を予定」と案内があるが、現時点では確定していない。 ・新設の東大和市子どもの医療費の助成に関する条例に対応するための改正は、東大和市子どもの医療費の助成に関する条例の附則において行う。 					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。 					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。